

初 鹿 通 信

第 136 号

平成 30 年 5 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

健康保険料率のインセンティブ制度開始について

○平成30年度から健康保険料率のインセンティブ制度が開始します

インセンティブ制度とは

加入者(従業員様等)および事業主の取り組みに応じて、「インセンティブ(報奨金)」を付与し、各都道府県の健康保険料率に反映させる制度です。(協会けんぽ(全国健康保険組合)の取り組みです。)

各都道府県の**取り組み**に応じて、全都道府県支部が**順位づけ**されます。順位づけの結果、

上位過半数の支部…健康保険料率が下がります。

下位半分の支部…健康保険料率が上がります。(反映は平成32年度からです。)

各都道府県の**取り組み**とは…「**5項目の評価指標**」が設けられています。

- ① **特定健診等受診率**…特定健診等とは、協会けんぽの生活習慣病予防健診、特定健診のことです。
- ② **特定保健指導の実施率**…特定保健指導(健康サポート)とは、特定健診の結果から、必要に応じて専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直す指導をしてくれます。
- ③ **特定保健指導対象者の減少率**
- ④ **要治療者の医療機関受診率**…健康診断で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方の受診率です。
- ⑤ **ジェネリック医薬品の使用割合**…山梨県は使用割合が47都道府県中、**46位**です。

インセンティブ分の保険料率について

3年間で段階的に導入し、最大で0.01%が保険料率に盛り込まれる見込みです。

上記の取り組みは、周知されていないのが現状です。これを機に各従業員様、ご家族の方へ周知いただき、特定健診の受診、ジェネリック医薬品の推奨等をしていただくようお願いいたします。

◎ご不明な点がございましたら、窓口担当者までお問い合わせください。